

株式の分割に関する基準日設定公告

平成 21 年 6 月 8 日

株主各位

東京都千代田区三番町 28 番地
アミタ株式会社
代表取締役 熊野 英介

当社は、平成 21 年 6 月 8 日の取締役会において平成 21 年 7 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 21 年 6 月 30 日と定めましたので公告いたします。

お知らせおよびご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 21 年 8 月上旬にお届けご住所にお送り申しあげる予定でございます。
2. 平成 21 年 7 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続は、お取引口座のある証券会社等で手続をお願いします。
(2) 特別口座に関する各種手続は、下記の口座管理機関にお申出ください。

特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711 (通話料無料)

以上

公告の中断についての追加公告

1. 公告中断日時

平成 21 年 6 月 20 日 22 時 30 分頃から平成 21 年 6 月 21 日 9 時 40 分頃まで

2. 公告中断事由

公告掲載期間において、停電のため公告の中断が発生しました。